○東北地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(三)(二)(一)　道路の区域　路線名　百八号　道路の種類　一般国道

区間	後変 別更 前	敷地の幅員	延長
宮城県遠田郡涌谷町字三軒屋敷六二番二から同町字三軒屋敷四四番まで	後	八・一八メートル	〇〇・九九キロメートル
	前	八・一八メートル	〇〇・二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

百八号　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

宮城県遠田郡涌谷町字三軒屋敷六二番二から同町字三軒屋敷四四番まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月十四日

○東北地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(三)(二)(一)　道路の区域　路線名　四十五号　道路の種類　一般国道

区間	後変 別更 前	敷地の幅員	延長
石巻市鹿又字伊勢一七三番一から同市桃生町太田	後	二一・三五メートル	六六・七七キロメートル
山居沢六二番三まで	前	二一・三五メートル	六六・七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

官庁報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、二十五年度の地方財政の対応についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十五年二月十四日

総務大臣　新藤　義孝

今後目指すべき地方財政の方向と平成25年度の地方財政への対応についての意見

平成25年１月18日

地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の方向と平成25年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～地域の再生を実現するために～

「地域のことは地域の住民が決める」。地方自治は暮らしを支えるサービスはじめ、文化や産業など地域の個性を生かしたまちづくりの姿を、住民に近い場で意思決定し、住民参加の下で行い、その結果を住民が引き受けることである。そうした地域の営みが、この国の基礎を形づくっている。

戦後一貫して増加してきた総人口は平成17年に減少に転じ、少子高齢化が急速に進行している。成長が続いた経済も、近年基調としては低迷している。平成23年の国内総生産（名目470.0兆円）は、平成５年当時の国内総生産（名目484.2兆円）を下回った。平成７年に阪神・淡路大震災が、平成23年に東日本大震災と原子力発電所事故が発生し、甚大な被害をもたらした。目を海外に向けると、国際経済はリーマンショックから未だ立ち直れないでいる。

内外ともに厳しい社会、経済状況にあって、暮らしの安心を確保し、疲弊した経済を立て直そうと、地域では、独自の工夫による取組みが続けられている。地域が再生することは、日本の再生にほかならない。こうした地域の活動をしっかり支え、地域再生を実現できるような、地方税財政の仕組みが不可欠である。

住民に身近なサービスと、まちづくりを主に担う地方自治体の財源確保が、とりわけ重要になる。サービスやまちづくりに必要な財源を賄えるような、地方税の充実と強化が求められる。それは地方分権改革の太い柱である。

サービスやまちづくりに必要な財源が不足する地方自治体を支えるのが、地方交付税である。地方交付税は、国から恩恵的に交付されるものではない。いわば「地方財政のセーフティネット」であり、全ての地方自治体が国に依存せずに、一定の公共サービスを提供できるようにするのが目的である。

地方税と地方交付税の組み合わせにより、生活の安全・安心の取組みや、活性化へチャレンジすることで、地域は元気になる。予算編成の際の地方財政対策では、こうした地方税と地方交付税の役割を踏まえた地方財政対策を、国に強く求めたい。

第一　今後目指すべき地方財政の方向

１　地域からの経済成長

⑴　地域の特色を生かした地域経済の活性化

我が国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、国内総生産（名目）は３年前の水準とほぼ同程度にとどまっている。直近の地域経済動向[1]では、すべての地域で景況判断が下方修正されており、地域経済は厳しい状況にある。このことは、地方税や地方交付税の原資となる国税５税の伸び悩みを通じて、巨額の地方財源不足の継続につながる。

こうした状況から脱却するためには、日本経済の再生が必要であるが、地域経済の活性化なくして日本経済の再生は見込みがたい。このため、何よりも地域の元気を創造し、地域からの経済成長に向けた取組みを促していく必要がある。その際、地方財政は、地域からの経済成長の前提となる基盤を提供する役割を担う。

具体的には、地域資源を活用した地域経済循環の創出に取り組むことが必要である。地域には、自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源がある。これらの特色ある地域資源を再発見し、地方自治体が核となり、産業界、大学等、地域金融機関（産・学・金）の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創出する。こうした取組みにより、地域からの経済成長が促進される。地方財政は、地域資源を再発見する人材の供給、連携するネットワークの形成、事業化に必要な資金融通の円滑化などといった、地域からの経済成長の基盤を財政面から支える。

このような取組みは、それぞれの地方自治体が、地域の特色を生かした地域経済の活性化のための構想を主体的に検討し、決定することによって可能になる。その際、地域の多様な状況に対応するための柔軟性、地域全体の活性化を計画的に図るための総合性、じっくりと成果を生み出すための継続性の確保が必要である。

国は、地域からの経済成長に向け、特定の施策を強制するのではなく、地方自治体が主体的に判断し、創意工夫を発揮できるようにすべきである。とりわけ、自由度の高い地方財源を確保するとともに、国による義務付け・枠付けの見直しが必要である。